

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、旧国立研究開発法人海上技術安全研究所（以下、「旧海技研」という。）、旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所（以下、「旧港空研」という。）及び旧国立研究開発法人電子航法研究所（以下、「旧電子研」という。）（なお、これら三法人を合わせて指す場合には、以下「旧三法人」という。）の平成27事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査関係者、業績評価関係者その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、主務大臣に提出する書類を含む重要な決裁書類等の調査を行い、経営戦略会議その他重要な会議に出席し、研究進捗などの中期目標の達成状況を含む個々の職務の執行状況について役職員等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所において財産の状況を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他旧三法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、旧海技研及び旧港空研についての平成27事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

なお、旧電子研については、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上の方法に基づき、旧三法人の平成27事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 旧三法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第3期中期目標（平成23年度から平成27年度）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムの整備及び運用に係る理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 旧海技研及び旧港空研については、会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。
旧電子研の財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- 5 事業報告書は、法令に従い、旧三法人の業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 旧三法人における給与水準は適切に維持されているものと認める。
- 2 隨意契約の適正化を含め、入札・契約の執行状況は適切であると認める。
- 3 旧三法人の長の報酬水準は妥当であると認める。
- 4 保有資産の見直しは、適切に実施されていると認める。

平成28年6月21日
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

監事

近藤 祥子



監事

安達 徹